

9月定例会会期日程

9月9日 月11-14-15日

9月18日 9月28日 本会議 (開会) 本会議 決算特別委員会

文教厚生委員会

総務経済委員会

本会議

会期の決定 意案の提出と説明

市政一般質問 議案の追加提案

一付託議案の審査

付託議案の審査

●付託議案の審査

●各委員長からの報告 ●議案の追加提案 ●各議案の採決

●教育委員会委員の任命 ●公平委員会委員の選任

恩賜林組合会議員の補欠選挙

(閉会)

議案の委員会付託

#### 平成 般会計歳出 ·億 五 総額 は を 認 円

会さ の 成二十 定例 八日に れ 公会では、 別会し 年 六日間 九 月定 まし 審議 例 の た。 に 会 会 ば、 先立 期 を ち、 終 九 月三日 えて 決 算 九

認定、 され 事 般 事 会 議 業会計の 会計継 計 ま 案 補 案 Ũ 可 正予 i 歳 入歳 ば 決し 算 の三件の 一件が提出 続 平 きした。 成 費 出 件 精 算 の  $\overline{+}$ 市 条例の記 決算認 報告 され 立 年 病院 度 審議 書 定など 制定など五件、 事業会計、 般 件 会 のほ すべて 報 及 7ぶ か 水

道

行

執行者の考えをただしました。

市政に ない

対する一

般質問は、

兀

の

議

員

が

補欠選挙が行われまし

ま

た、

恩賜

県

有財

産保

護

組

合会

議

員

ഗ

別

委員

会

の

委

員

を選

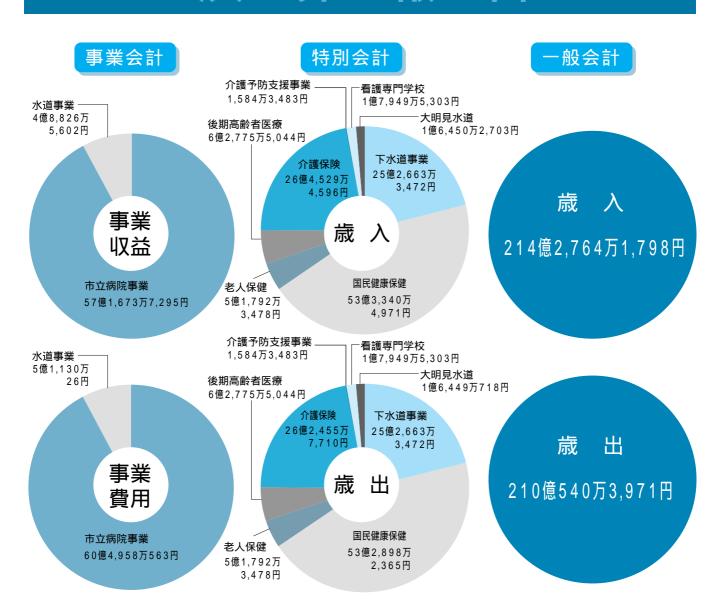
任

委員

会が

構

成



内 研 修 容 先 実施日

太陽光発電の普及へ 長野県飯田市

・リニアック導入につの取り組みについて

又教厚生委員会

11 月

11 日 12

日

の調査活動が行われました。 者による研修を受け、さらに現地等を視察するなど、 べく常任委員会の行政視察研修が実施され、先進地において担当 本市の課題や各種懸案事項について、 見識を深め、 活発な議員 研鑽を積む

# 案件

富士吉田市公平委員会委員 大明見 富士吉田市教育委員会委員 上吉田 茶苗 良訓氏 七一二番地 Ī

> 吉田区 (補欠選挙 域

恩賜県有財産保護組

富士吉田市

外

ケ村

宮 下 正男 氏

下吉田三四八七番地の一) 勝春氏

# 総務経済委員会

研修先 実施日 群馬県長野原町 視察について 10月29日~30日 八ツ場ダム工事現場



# 建設水道委員会

研修先 実施日 内 福島県喜多方市 業について みんなの道づくり事 11 月5日~6日



# 全国自治体病院経営都市議会協議

正副会長・監事・相談役会議

満場一致で決定しました。 高院経営に関する要望事項を 急医療体制を柱とする自治体 政対策・勤務医不足対策・救事・相談役会議が開催され、財事・相談役会議が開催され、財 の 21年10月19日、本市平成21年10月19日、本市



《編集委員会》

委員長 土橋 舜作 奥脇 和一 委 渡辺 宮下 正男 戸田

三郎

及川

#### 忠義 元

### 員会の審査から

#### 決算特別委員会

#### 総務経済委員会

#### 文教厚生委員会

# 平成二十年度一般会計 たしました。

特別委員会が設置され の十名の議員による決算 審査が行なわれました。 審査するにあたって、次 算、水道事業会計決算を 及び特別会計歳入歳出決 委員長 市立病院事業会計決 渡辺 秋山 宮下 舜作 嘉男 晃一 正男

及 川 戸田 渡辺 加々美 三郎 忠義 幸寿

米治

であったか、財政事情に 祉の向上に適合したもの どうか、その結果どのよ 理的に執行されているか 正・適法かつ能率的、合 あった予算の執行実績及 また、その施策が住民福 うな行政効果を上げたか、 を参考として、予算が公 び主要施策の成果報告書 審査にあたり、 提出の

どを重点に詳細に審査

ます。 収入済額二百十四億二千 年度に比較して一億四千 引くと、実質収支額は三 千百六十九万十円を差し なり、継続費逓次繰越額 七百六十四万千七百九十 千七百六十三円に対し、 二十九億千八百十八万四 計決算は、予算現額二百 八百九十二万四千三百三 十七円となっており、前 億三千五十四万七千八百 残額は四億二千二百二十 億五百四十万三千九百七 及び繰越明許費繰越額九 三万七千八百二十七円と 十一円で、歳入歳出差引 八円、支出済額は二百十 十八円の増となっており 平成二十年度の一般会

へ繰り越されております。 七千八百十七円が翌年度 へ積立て、一億五十四万 二千万円は財政調整基金 実質収支額のうち二億

ついてはどうであるかな

般会計決算認定

用料の収入が計上されて ついて、駐車場として使 がありました。 更に努力すべきとの意見 的な滞納整理を推進し、 市として一元化して効率 担当課で横の連携をとり、 滞納対策については、各 育料などの使用料と税の 工業団地区画の残地に

備をして、 が生えているなど荒れた 機械がサビていたり、草 との要望がありました。 用形態について、よりよ 状況になっているので整 あるが駐車場のゲートの 料で提供しているようで い方法を検討してほしい いるが、残地としての利 中央駐車場は現在、無 今後の利用方

特別会計決算認定 国民健康

能率的、合理的に予算が 保険、老人保健、介護保 と決しました。 それぞれ認定すべきもの を主眼に審査が行なわれ、 執行されているかどうか 審査は、関係法令に従い、 道の合計七特別会計決算 看護専門学校、大明見水 険、介護予防支援事業、 下水道事業、

なお、審査の中で、保

事業計画と事業実施につ ては、中期財政計画にお 先行投資をしているので の事業となっているが いて平成二十四年度から う要望がありました。 内容について検討するよ 後の利用方法も含め事業 管理事業については、今 庁舎建替え事業につい

かかっているので、 借料等には多額の経費が 窓口の自動交付機の賃 市民

要望がありました。 いては十分注意するよう 要望がありました。 法を検討してほしいとの

来るよう交渉してほしい ら、土地の継続使用が出 待機者が多くいることか が、土地契約の更新につ 地の明け渡し請求がある との要望がありました。 いては、市営住宅入居の ところもあるようである については、地主から十 恩賜林組合からの十億 民有地にある市営住宅

民に対して知らせたほう 円の分収交付金について 意見がありました。 がよいのではないかとの は、その使途の内容を市

歳出については、温泉

望がありました。 ました。 てほしいとの要望があり ので、他の方法も検討し 慮している自治会もある みの保管場所の確保に苦 いて、自治会での資源ご ごみ減量推進事業にお

ほしいとの要望がありま 用開始を県に働きかけて 住民のためにも早期の供 備事業については、地域 県営中山間地域総合整 の要望がありました。 効に活用すべきであると に積極的にPRをして有

ありました。 討してほしいとの要望が よう適正な人員配置を検 るが、事務的ミスのない 人件費は一人となってい 選挙管理委員会事業の

要望がありました。 体制づくりに努めるよう 軽減など、受診しやすい の短縮や、自己負担額の が向上するよう検診時間 事業については、受診率 生活習慣病対策( 検診

う検討してほしいとの要 時間体制で対応できるよ ては、将来的には二十四 療センター の運営につい 富士・東部小児救急医

送システム設置事業にお げることも検討してほし るが、震度の設定値を下 値の関係からまだ一度も いては、市内小中学校等 いとの要望がありました。 作動していないようであ しているが、震度の設定 に十八箇所機器の設置を 緊急地震速報施設内放 教育振興費において、

ありました。 討してほしいとの要望が 対象者に対し申し込みの ど不用額となっているが、 扶助費が三百三十万円ほ しやすい環境づくりを検

ありました。 をしてほしいとの意見が 健全な予算が組めるよう ないという認識を持ち、 金は、恒久的なものでは 下がるように更なる努力 に、また経常収支比率が 賜林組合からの分収交付 総括質疑のなかで、恩

がありました。 明記してほしいとの要望 少し明確な数字を詳しく いては、実績としてもう 国・県の指導のもとに繰 法定繰出金については、

実績報告書の内容につ

考えを持って繰出すこと も検討すべきであるとの 出すだけでなく市独自の 意見がありました。

がされてない地域が多く のバランスをとりながら あるので計画的に起債と 望がありました。 事業の推進を図るよう要 との要望がありました。 年度より少なくなってい ついては、まだ供用開始 るが更に努力してほしい 下水道事業特別会計に 不用額については、

えで滞納者に対処すべき した。 ではなく自治体独自の考 れるので、一律的な考え 滞納者は減らないと思わ であるとの意見がありま 証や資格証で対応しても、 して国の指導の下に短期 については、滞納者に対 国民健康保険特別会計

から法定外の繰り入れを とか、他の市町村が実施 思われるので、基金の十 険料が高すぎることだと して国保税を下げるなど、 三億円の一部を取り崩す 保税の滞納の原因は、保 しているように一般会計 総括質疑のなかで、国

> ついて検討すべきである 今後、国保税のあり方に との意見がありました。 介護保険特別会計につ

した。 であるとの意見がありま の減額のために使うべき の要望がありました。ま 指導を徹底してほしいと おいては一次審査が重要 元すべきであり、保険料 は介護保険事業全体に還 た、介護給付費準備基金 であるので調査員の研修 いては、介護認定審査に

留意するよう指摘があり ました。 いので予算編成の際には に比べ不用額の割合が多 会計については、予算額 介護予防支援事業特別

び介護保険会計は一般会 計と連動しており一括議 改善を求めて反対するも 今後、この分野において が、国民健康保険特別会 政も厳しい状況ではある のである。なお、国保及 いう制約はあるものの、 ている。 国からの指導と て重い負担の一つとなっ については、市民にとっ 計と介護保険特別会計等 討論において、市の財

> 八十号については反対す 案ということで、議案第 るものであるとの討論が

> > の減となっております。

べきものと決しました。

た。 として、病院事業が地方 告書等の関係諸表を参考 を主眼として審査しまし 執行されているかどうか 公営企業の関係法規に従 執行の実績を示す決算報 い、経済的かつ合理的に

度との対比では、収益が 千九百八十三円の当年度 くと四億千三百十二万三 円で、消費税の影響を除 九百五十八万五百六十二 円、事業費用六十億四千 万八千七百二十六円の増 〇・三六%、二千三十六 純損失が計上され、前年 七十三万七千二百九十五 事業収益五十七億千六百 益的収入及び支出では その結果、当年度の収

行い、賛成多数で認定す 討論の後、起立採決を

ありました。

審査にあたっては予算 市立病院事業会計決算

百九十四万四百二十四円 費用で〇・二五%、千四

のような状況下で、これ かつ多様化している。こ っており、医療に対する くか」が重要な課題とな 医療をいかに提供してい 改革が求められ、「地域 療の確保と抜本的な経営 過年度分損益勘定留保資 とおり認定すべきものと 門も担う中で、地域中核 確に対応し、救急医療や らのニー ズに迅速かつ的 面する中、良質な地域医 金、過年度分消費税及び 不足額一億三千五百十五 を果たしており、原案の 病院としての使命と役割 環境が大きな変革期に直 整額で補填しております。 地方消費税資本的収支調 万五千八百三十四円は、 支出額四億六千四十一万 千五百二十五万七千円、 支出では、収入額三億一 局度医療などの不採算部 ニー ズはますます高度化 二千八百三十四円で収支 自治体病院を取り巻く また、資本的収入及び

応を心がけることが、 様に対して常に親切な対 なお、審査の中で患者 矢

決しました。

## 員会の審査が

#### 決算特別委員会

#### 総務経済委員会

#### 文教厚生委員会

ました。 うかを主眼として審査し 的に執行されているかど 業業務が経済的かつ合理 審査にあたっては、事 水道事業会計決算認定

四十円の減、費用で〇・ おります。 九三%、四百八十一万三 前年度に比べ収益が一・ 度純損失となっており 事業収益四億八千八百二 益的収入及び支出では、 百八十一円の減となって 八一%、九百万四千三百 万千二百九十九円の当年 を除くと三千三百二十九 十六円で、消費税の影響 業費用五億千百三十万二 十六万五千六百二円、事 その結果、当年度の収

当年度分消費税及び地方 万九千九百八十一円は 足額一億七千八百四十五 支出額四億八千二百七十 九万百十六円で、収支不 百三十三万百三十五円、 支出では、収入額三億四 また、資本的収入及び

と思うので、更なる努力 業収益にも繋がってくる ありました。 をしてほしいとの要望が 過年度分損益勘定留保資 消費税資本的収支調整額 金、当年度分損益勘定留 保資金で補填しておりま

効率の向上を図るため、 飲料水の安定供給と有

業の補助金を受けて配給 単独事業及び民生安定事 り認定すべきものと決し 行っており、原案のとお 水施設の整備を積極的に

正について 務手当支給条例の一部改 公務災害補償条例の一部 富士吉田市消防団員等 富士吉田市職員特殊勤 審議案件

改正について 第五号) 田市一般会計補正予算 平成二十一年度富士吉

(第六号) 田市一般会計補正予算 平成二十一年度富士吉

して、 例」の一部改正でありま 師と認定された看護師に 専門看護師又は認定看護 看護の充実を図るため、 職員特殊勤務手当支給条 審議結果 本案は、「富士吉田市 市立病院における

> すので、原案のとおり可 所要の改正を行うもので 決すべきものと決しまし あり、妥当と認められま

の要望がありました。 の養成に努めてほしいと 門看護師及び認定看護師 後も適任者を選定し、専 なお、審査の中で、 今

すので、原案のとおり可 あり、妥当と認められま 所要の改正を行うもので を改正する法律」の施行 まして、「 消防法の一部 条例」の一部改正であり に伴い、参照する条番号 消防団員等公務災害補償 に移動が生じたことから、 本案は、「富士吉田市 師手当が支給できるよう 対して、 専門・認定看護

額するものであります。

すべきものと決しました。 して事業内容の周知を図 については、対象者に対 宅手当緊急特別措置事業 ので、原案のとおり可決 り、妥当と認められます として追加するものであ 事業につきまして継続費 なお、審査の中で、 また、選挙管理委員会 決すべきものと決しまし

ます。 正予算第五号でありまし 円を追加し、総額を百八 れぞれ一億二千六十七万 て、今回、歳入歳出にそ 度富士吉田市一般会計補 六千円とするものであり 十八億八千六百八十三万 本案は、平成二十一

を増額するものでありま 生手数料二千七十万円等 補助金五千六百八十一万 三百七十七万二千円、 衛 六千円、地方交付税二千 歳入では、民生費国庫

費二千三百万円、保健事 業費千四百三万円等を増 市税過誤還付にかかる諸 五千百八十八万六千円 歳出では、児童福祉費

ものと決しました。



ました。 る中で、 てほしいとの要望があり 事業推進に努め

追加し、総額を百八十九 ぞれ二千七百七十万円を 度富士吉田市一般会計補 億千四百五十三万六千円 正予算第六号でありまし とするものであります。 て、今回歳入歳出にそれ 一千七百七十万円を増額 歳入では、地方交付税 本案は、平成二十一年

あります。 業会計負担金二千七百七 するものであります。 十万円を増額するもので 歳出では、市立病院事

原案のとおり可決すべき 妥当と認められますので、 許費とするものであり、 億四千八百万円を繰越明 辺公共用施設整備事業一 また、特定防衛施設周

審議案件

条例の制定について 関係条例の整理に関する 住居表示の実施に伴う

び富士吉田市老人医療費 医療費助成金支給条例及 正について 助成金支給条例の一部改 富士吉田市子育で応援

険条例の一部改正につい 富士吉田市国民健康保

田市介護保険特別会計補 計補正予算(第二号) 田市国民健康保険特別会 平成二十一年度富士吉 平成二十一年度富士吉

予算 (第二号) 田市立病院事業会計補正 正予算(第二号) 平成二十一年度富士吉

居表示を本年十一月二十 び下吉田の一部地域の住 でありまして、上吉田及 理に関する条例」の制定 実施に伴う関係条例の整 本案は、「住居表示の

> 域に設置してあります公 伴い、住居表示の実施区 四日から実施することに のとおり可決すべきもの 認められますので、原案 行うものであり、妥当と めるなど、所要の改正を の施設の位置の表示を改 と決しました。

令」等の施行に伴い、高 例」の一部改正でありま 決しました。 められますので、原案の うものであり、妥当と認 令等の一部を改正する政 老人医療費助成金支給条 子育て応援医療費助成金 とから、所要の改正を行 度が新たに導入されたこ 額医療・高額介護合算制 して、「 健康保険法施行 とおり可決すべきものと 支給条例及び富士吉田市

との要望がありました。 **関内容の周知を図る中で、** 事業推進に努めてほしい なお、審査の中で、制 本案は、「富士吉田市

本案は、「富士吉田市

原案のとおり可決すべき 改正を行うものであり、 引き上げるため、所要の の給付額について四万円 月一日から平成二十三年 ものと決しました。 妥当と認められますので、 三月三十一日までの出産 を改正する政令」の施行 康保険法施行令等の一部 部改正でありまして、「 健 国民健康保険条例」の に限り、出産育児一時金 に伴い、平成二十一年十

ります。 号でありまして、今回歳 万八千円とするものであ 額を五十五億四千四百八 険特別会計補正予算第二 度富士吉田市国民健康保 一万八千円を追加し、総 人歳出にそれぞれ百八十 本案は、平成二十一年

財政調整基金繰入金三十 時金国庫補助金九十万円 のであります。 一万八千円を増額するも 般会計繰入金六十万円、 歳入では、出産育児一

原案のとおり可決すべき 当と認められますので、 増額するものであり、妥 時金百八十一万八千円を 歳出では、出産育児一

> ものと決しました。 あります。 本案は、平成二十一年

額するものであり、妥当 のと決しました。 案のとおり可決すべきも と認められますので、 九百二十二万五千円を増 護給付費準備基金積立金

増額し、総額を六十五億 四千六百五十三万六千円 収入を二千七百七十万円 りまして、今回収益的収 会計補正予算第二号であ 十四億六千九百九十六万 とし、支出を二千七百七 六千円とするものであり 十万円増額し、総額を六 人及び支出につきまして、 度富土吉田市立病院事業

出にそれぞれ二千七十三 ありまして、今回歳入歳 別会計補正予算第二号で を二十七億五千五百七十 万五千円を追加し、総額 度富士吉田市介護保険特 万九千円とするもので

増額するものであります。 金二千七十三万五千円を 還金千百五十一万円、介 歳入では、前年度繰越 歳出では、介護保険償

本案は、平成二十一年

決すべきものと決しまし 外収益二千七百七十万円 すので、原案のとおり可 あり、妥当と認められま 十万円を増額するもので を増額し、収益的支出で は、医業費用二千七百七 収益的収入では、医業

望がありました。 努力をしてほしいとの要 が赤字に陥らないような る中で推進していくべき なくともそれによる収益 会との連携をより密にす ニアックについては、少 なお、 整備にあたっては、議 審査の中で、リ

組んでほしいとの要望が した。 わるスタッフには適切な であるとの意見がありま 人材を確保する中で取り また、リニアックに携

ありました。

るとの意見がありました。 重ね、対応するべきであ は、事前に十分な協議を 合からの補助金について して考えている恩賜林組 さらに、財源の一部と



## 秋山 議員



国民健康保険の

## 回目の質問

されていると思う。 康保険の被保険者に対す 険課長の三者連名による た通知が七月一日付で出 る対応について」と題し 生活に困窮する国民健 厚生労働省医政局指導 保険局国民健康保 社会・援護局保護

あくまで未収金の「未然 る未収金問題に関して、 この通知は、深刻化す

> 図るように呼びかけてい 四十四条の「一部負担金 防止」という形ではある よるきめ細かな対応」を 国保・生活保護の連携に 運用」と 「 医療機関・ の減免制度」の「適切な 国民健康保険法第

とを、指示している。 と、きめ細かな相談対応 無料低額診療事業などに 減免制度、生活保護制度、 要に応じて、一部負担金 れの窓口においても、必 難である被保険者が相談 部負担を支払うことが困 民健康保険の保険料や一 局、福祉事務所等に、国 療機関、市町村の国保部 ができるよう」にするこ ついて、十分な情報提供 に訪れた場合には、いず また、「通知」は「医

> きする。 のとりくみについてお聞 のか、また、現在までの 部負担金減免について 次に、無料低額診療事

ついてお聞きする。 討されているかどうかに 識され、実施について検 性についてどのように認 業について、役割と必要

# 一回目の市長答弁

ると受け止めている。 然防止策として有効であ の被保険者に対する対応 に困窮する国民健康保険 担金減免について「生活 について」の通知は、 国民健康保険の一部負

等の公費助成により対応 定証の発行や、生活保護 窓口において一定額を支 応については、医療機関 在までの一部負担金の対 るところである。また、現 の素案作りに着手してい 険の一部負担金減免要綱 備を目途に「国民健康保 関係課において年度内整 いたしている。 払うだけの限度額適用認 この対応として、現在

業についてであるが、こ 次に、無料低額診療事

のように受け止めている

そこで、この通知をど

福祉事業として、生計闲 果たしていると認識して する上で、一定の役割を 難者に対する医療を確保 二条第三項に基づく社会 の制度は、社会福祉法第 担することになっている ことから、この制度を実

られない状況である。

を受けられる代わりに指 を受け実施するものであ 府県に申請し、その認可 いるが、医療機関が都道 定医療機関は医療費を負 固定資産税が免除さ 法人税等の優遇措置 医療機関自らが行うもの と考えている。

ら、全国の公的病院にお 要件となっていることか いても、ほとんど例が見 %以上であることなどが の利用率が全患者数の十 は、生活保護受給者など 度の指定を受けるために しかしながら、この制

施するかどうかの判断は、 困難であると認識してい 市の医療機関においては、 指定要件を満たすことが 診療事業については、本 したがって、無料低額

## 二回目の質問

「未然防止」であるが、 中で、素案作りに着手し 窓口負担が心配で医療に びかけたのは、未収金の ある。このような状況の 制度として考えるべきで 金減免の適切な運用をよ ているなどの作業がすす かかれない人を救済する んでいるとの答弁があっ 厚生労働省が一部負担

この制度の周知徹底であ 患者には制度の活用がで る。市役所の窓口に申請 たい内容として、まず、 並行で検討していただき 含めて、支払いが困難な ポスター などを張り出し する医療機関の窓口にも できるようにするととも 用紙を置き、容易に申請 て宣伝するなどの工夫も に、市立病院をはじめと 要綱の素案作りと同時

である。 こらら。 こらも。 こら考えでのぞむべき を受ける権利保障の制度 による生活困窮」なども による生活困窮」なども による生活困窮」なども による生活困窮」なども によると活困窮」なども によるとが表 でのぞむべき

きるようにすること。

件である。 件である。 体の減免申請件数はゼロで制度を有している自治 働省の調査では、山梨県 調査である。先の厚生労

を創設していくにあたっての市長の考えはいかが、 を創設していくにあたったかがでいっで、申請件数、 は上三点について制度に生かすべきだと考える。 以上三点について制度に生かすべきだと考える。

## |回目の市長答弁

適宜周知して参りたいと関等と連携を図りながら、るとともに、関係医療機やCATVなどを活用すやCATVなどを活用すが況を踏まえ、市広報紙状況を踏まえ、市広報紙

をある。 低所得による生活困窮 を大った、 の方たちにも活用していいわゆる非自発的失業者 が、現状の経済情 であるが、現状の経済情 であるが、現状の経済情 であるが、現状の経済情 といった、

いる。

はいていてであるが、既にいくつかの自治体でのにいくつかの自治体でのにいたが、活用実態を調は参考とさせていたにいくであるが、既にいくのかの自治体でのであるが、既れていたであるが、既れていいてであるが、既れる。

の運用についてり補助を受けた施設民生安定事業によ

## 一回目の質問

昨年七月二十八日付、一時年七月二十八日付、一時年七月二十八日付、一時年七月二十八日付、一時年七月二十八日付、一時年七月二十八日付、一時年七月二十八日付、

考えはいかがか。で補助対象施設の全般的などを検討すべきではないかと考えるが、市長のなりにユーアルのではないと考えるが、市長のないと考えるが、市長のような点をふまえ

実現のためにも必要だと実現のためにも、直接の補助でいる。という回答があったが、こいう回答があったが、この回答をいかして、とりくむことが運営費の軽減を検討する」という回答をいかして、とりくむことが運営費の軽減を検討する。という回答をいかして、とりくむことが運営費の軽減にともなう運営費の軽減にともなう運営費の軽減にともなう運営費の軽減にといる。

聞きする。
電営費を軽減する施設でする。

## 回目の市長答弁

の条件がある。
あいること等では、補助対象施でいること、有償の譲いでいること、有償の譲いでいること、有償の譲いでいることが、有償の譲いでいる。との承認基準を適用する。

て参る。

と考えている。 りの変更を予定している がいに努めて参りたい がいと施設利用状況等を がいが、社会経済 がの変更を予定している

設置する場合には対象外また、国は既存施設へ

ಶ್ಠ

考える。

おり強く協議及び要望したから、厳しい財政状況存施設への設置までを対存施設への設置までを対格議及び防衛施設周辺整備全国協議会を通して、協議及び防衛施設周辺整本市の要望として国に働本市の要望としてものの表えであることするとの考えであることするとの考えであることがら、厳しい財政状況とから、厳しい財政状況とから、厳しい財政状況とから、厳しい財政状況とから、厳しい財政状況とから、厳しい財政状況とから、厳しい財政状況とから、厳しい財政状況とから、厳しい財政状況とから、厳しい財政状況という。

## 一回目の質問

を求める。 社会経済状況の変化に 社会経済状況の変化に をするがいかがか、答弁 をするがいかがか、答弁 にのぞんでいくべきだと されているので、積極的 にのぞんでいくべきだと されているので、積極的 にのぞんでいくべきだと

ある。国に対しての働きすると考えるのが自然でいう語句が冒頭におかれ、いう語句が冒頭におかれ、いう語句が冒頭におかれ、と望には「第一次使用協定」と望には「第一次使用協定」と望には「第一次使用協定」とがら第七次使用協定」とがら第七次使用協定がに、運営費の軽減に

るがいかが、答弁を求め強く主張すべきだと考えかけに際してはその点も

# 二回目の市長答弁

理解を賜りたい。

理解を賜りたい。

本の趣旨に基づき、今後

がたものであるので、御

参りたいとの考え方を述

地域活性化を図るため、

明状況等を見極めながら、

の社会経済状況と施設利

変りたいとの考え方を述

なり意切な対応を図って

う防衛省及び関係協議会 使用協定の際の地元要望 等を通して働きかけて参 置までをも対象とするよ るので、既存施設への設 議員の御発言と同様であ の考え方についても秋山 ついてであるが、第八次 の充足についての判断は、 用の前提となる社会資源 なることから、基準の適 性ある施設利用が可能と 承認基準の改正は、柔軟 前向きに実施して参る。 次に、運営費の軽減に また、新たな財産処分

# 三郎



#### 辺の整備について 御師の 町並みと 唐

回目の質問

御師の家に住んでいるした。 ップして「富士講信者が 跡・富士山」をリストア を前面に打出す」ことと 山頂に至った『信仰の道』 して山梨県は、新たに「史 |界文化遺産登録に関

現状である。 えて守り続けているのが や伝統を重んじて、 方々は、これまでの歴史 いこうと、自費で手を加 にその家屋等を継承して 後世

ていただけると思うが、 もその「家」を守り続け の家」の方々は、今後 一般住宅でもある「御

> 常に困難な環境になって に守り続けていくには非老朽化も激しく、将来的

ないのが現状である。 化財にすら指定されてい の家」は、現在も市の文 屋が現存している「御師 屋かに、現在も十数軒家 住宅の二軒の構成資産の 小 ッファゾーン内にある、 佐野家住宅や旧外川家 世界遺産に向けてのバ

『御師の家・宿場町』につ す る。 と答弁しており、 いて、現在の状況を保つ で市長は「富士信仰集団一年前、私の一般質問 わらぬ考えなのかお聞き ことを主眼としていく」 は欠くことができない。 である『富士講』の歴史 今も変

師 お聞きする。 討をしてきたのか併せて きたのか、どのような検 のような保全対策をして の町並み」に対してど さらにこの一年間、「

の間、 そして、「 ンの真ん中を走って いわゆるバッファ 御師の家並み」

> いの街路灯支柱の塗装な称たて宿通りの登山道沿いる国道一三九号線、通 それぞれ前向きのご答弁 くとし、登山道案内看板 山梨県に強く要望してい どについては設置主体の をいただいている。 ながら実施していくと、 ティアの協力をいただき についても、市民ボラン これらの事業について、

っているのか。 成果などについてどうな その後の取り組み状況や

産登録に向けて、上吉田だいているが世界文化遺 の富士山の眺望についてまた、金鳥居を含めて 望むべきと思う。 全域をとらえた考え方で 録に向けては富士吉田市 こだわらず、世界遺産登 地区のバッファゾーンに 意義があると認めていた らしさと特徴についても は、文化庁にもそのすば

したい。 その点についてもお聞き 変意義あることと思うが、 る考え方についても、大 見えないように地中化す 断している多くの電線が まずは、本町通りを横

# 回目の市長答弁

についても、現在の状況 るこのエリアの保全体制 またバッファゾーンとな とのできない事例であり、 士講」の歴史は、欠くこ 富士信仰集団である「富

> として検討を進めて参り を保っていくことを主眼

ても、 している上吉田御師住宅地中化や街路整備が完了化については、既に電線 りたいと考えている。 差点北の本町通りに関し 周辺地域以外の金鳥居交 今後、検討して参 通りの電線の地

梨県が美しい県土づくり 域が一体となった要望活民の意見を伺い、市と地 今後においては、 路整備事業」に採択され ている「電線地中化・街 事業の一環として推進し 動を行う中で、現在、山 うこととされているため、 管理者である山梨県が行 電線地中化事業は、 国道である本町通りの 地域住 道路

> で参りたいと考えている。 るよう積極的に取り組ん

# 回目の経済担当部長の答弁

催し、 を賜ったところである。 会に対しても説明会を開 宿、中宿、下宿の各自治 ファゾーンに含まれる上に、十一月には当該バッ これを受け、昨年十二月 中学校で開催し、さら 全体の説明会を市立吉 昨年十月に、上吉田地 地域住民の御理解

候補条例」を制定させて 富士山世界文化遺産(候 構成資産の保全のあり方 いただいたところである。 田市富士山世界文化遺産 定例会において「富士吉 この間、世界文化遺産 富士吉田市 西念寺入口、 旧外川家前、 プと共同して、 については、

月二十五日には答申をい員会」に諮問し、本年三 ただいている。 本年度の取組みとして

で世界遺産のガイドに就三名が卒業し、現在各所 開している。 して、 愛称「金鳥居茶屋」を金 くなど、条例の制定とと 月三十日には第一回五十 産専門学校を開校し、 値を多くの人々に正しく、 士山及び本市の魅力と価 鳥居公園付近に開設し、 田市富士山世界遺産イン 界文化遺産候補条例」に もに全国で初の事業を展 きる人材の育成を目的と 正確に周知することがで また、七月十三日には富 フォメーションセンター、 去る六月三十日に富士吉 の認知・啓発を行うべく、 富士山の世界遺産として 基づき、市の責務として は、「富士吉田市富士山世 富士吉田市世界遺 同

該道路の保守管理が山梨柱の塗装については、当あるが、まず、街路灯支山道案内看板についてでの街路灯支柱の塗装と登 っている。化粧直しをすることとな 県と協議した結果、順次、 県となっていることから、 次に、上吉田 本町通り

また、登山道案内看板 市民グルー 横町旧郵便 中雁丸前、 金鳥居前、

ている。 でいる。 でいる。

### 

一度ご答弁をお願いする。 一度ご答弁をお願いする。 で歴史的価値のある建物 で歴史的価値のある建物 で歴史的価値のある建物 で歴史的価値のある建物 で歴史が価値のある。 に関する法律」がある。 に関する法律」がある。 に関する法律」がある。 で歴史が明がかがり、歴史的町並 を機感を持った国民が保 をのため支援しようとす をはいる。 でよいのか、その点、今でよいのか、その点、今に全域の範囲という理解を全域の本町通りを含めた全域の本町通りに関しては、金鳥居交差については、金鳥居交差 ・町通りの電 交差化

り法」を活用するに充分家並みも「歴史まちづくは今現存している御師の国が補助してくれる。私資産を後世に残すため、資産を後世に残すため、全国の市町村の歴史的な の活用についての考えを この「歴史まちづくり法」 値すると思っている。 「御師の町並み」存続に

であり、世界遺産登録ま次化粧直しするとのこといては、県との協議で順の街路灯支柱の塗装につ いかがか。いただきたいと思うが、ような確約を取り付けてと考えるが、県からその でには全て完了するべき 街路灯支柱の塗装につ次に、上吉田本町通り

#### 一回 目の市長答弁

参りたいと考えておるので ため、段階的に推し進めて 大な費用と時間がかかる事業実施にあたっては莫 望活動を行って参るが、体となる中で積極的に要 御理解を賜わりたい。 (に対し、地域住民と一道路管理者である山梨

には歴史的風致を維持・って高い歴史的風致が形ので高い歴史的風致が形となる国の重要文となる国の重要文をが形があること、さらいでは、重点地をはいては、重点地をはいては、重点地を活用しての町並み 高山市、彦根市、萩市等、択を受けている金沢市、備が必要であり、現在採ことなど、多くの条件整 検討した結果、本市への件などを総合的に調査・ 実効性の高いものである向上させる計画の内容が いる歴史のある街である。等、全国的に認められて ず 十一箇所については、い この「歴史まちづくり れも重要文化財や史跡 全国的に認められて

受け継ぐべく、あらゆるある上吉田地区を後世に史のある富士講のまちで ている。検討して参りたいと考え 方向から関係機関と研究、 いては、四百年余りの歴したがって、今後にお ル適 %が高いもの考えている。2用には、非常にハード

# 一回目の経済担当部長の答弁

度中には塗装を完了する県との協議の結果、本年 との了承を取り付けたと 灯支柱の塗装については、 上吉田 本町通りの街路

# について環境保全協力

## 回目の質問

をしている。 の実現を目指すとも発言 出山世界文化遺産登録前 として実現を目指し、富 山をしたとお聞きした。頂を極める」と、富士登 ては「環境保全協力金」 は初めて「公務で富士山 その時、入山料につい 七月、歴代市長として

びかけをし、協議や議論の自治体や関係団体へ呼さらに、富士北麓地域 示している。 を深めていきたい考えを

保全協力金導入に向け来同様に、八月には環境

期に合せたいとも発言を上げ、世界遺産登録の時年度中に検討組織を立ち している。

いくことについての考え協力金」として徴収して 聞かせ願う。 方や内容などについてお への入山料を「環境保全そこで、まず、富士山

# 回目の市長答弁

では、 ではならないものと考えればならないものと考えればならないものが策や事 でいかなければならないものと考えればならないものと考えればならないものと考えればない。 でいる。 山を訪れ、そして、それ毎年、大勢の人がこの

ている。 費用負担により支えられ 旅館組合、地元企業等の 活動は、本市をはじめとを期すための絶え間ない 境保全と安全対策に万全 する地元自治体や山梨県、 そして、このような環

このような富士山に関す 策の原資としてその浄財

県・静岡県、 今後においては、

使用はチップ制なので、現在、富士山のトイレニ回目の質問 「環境保全協力金」 制度

とするものであり、山 という貴重な財産を後世 しさを実感できる富士山 実際に登山してもその美 の優美さばかりではなく、 を活用させていただこう

いたものである。 外できると考えたことも う素朴な問題意識を集約 させたものである。 かけづくりになればとい に残していくためのきっ

より、国の関係省庁や富り巻く地元自治体はもと えている。解を求めて参りたいと考 恩賜林組合と協議する中 機関・関係団体に対し理 業等富士山に関わる関係 で連携を強化し、併せて、 士山の県有地を管理する 山小屋の経営者や地元企 富士山を取 山梨

環境保全協力金制度は、

イレが整っていないわけが実施された時にまだト 思うが、考えをお聞ききもっとトイレが必要かと にはいかないと思う。 登山道や下山道沿いに

どのような方法で、どの協力金」制度について、次に、その「環境保全 徴収していく考えなのか程度の金額を入山者から したい。 併せてお聞ききしたい。

## 目の市長答弁

ては、富士山の環境保全であると考えている。制度であると考ならない制度であると考えている。富士山の環境保全等の必要性をはらならない。富士山の環境保全に訴え、富士山の環境保全である。 保全協力金につい

を を を で 富士山の環境保全対策 で 富士山の環境保全対策 で 高士山を取り巻く地 で 高士山を取り巻く地 の関係についても、山 えているので、御理解をで対処すべきであると考 的な考え方を共有する中を全体的に見据え、基本 トイレの数や協力金の

## いる。 業開始から九年目を迎え、 交付事業」についても、 発電システム設置費補助金 市の補助を受けて設置され 施している「住宅用太陽光

全文については、次期定例会 (十二月) より、市立図書館において閲覧できます

#### 横山 勇志 議員



## 環境と景観に配 たまちづくり

### 回目の質問

であると言い続けてきた。 国に本市をアピー ルすべき 策を積極的に行うことで全 地にあることから、環境と 市が環境と景観に適した立 景観を前面に押し出した施 私は、富士山を有する本

びお尋ねしたい。 観の具体的なビジョンを再 した市長の考える環境と景 とその時代の必然性を考慮 そこで、早い時代の変化

## 回目の市長答弁

の地球温暖化防止対策を基 状認識は、太陽光発電など 環境政策に関する私の現

本とした低炭素時代への転

内各所への太陽光発電の普 補助制度の充実を図り、市 える。厳しい財政運営の中、 た住宅は既に二四〇戸を超

及に努めていく。

景観施策に関する本市の

環境政策を強力に進めてい 協働の精神を基本に本市の う共通の目的と参加意識と 流し、地域の環境保全とい 政等の各主体がともに汗を ために、市民、事業者、行 都市富士吉田」を実現する を次世代に継承し、「環境 引き継いだ恵み豊かな環境 ビジョンとして、先人から 環境政策に関する本市の

りる。 %の可燃ごみが減量されて 同月比約十五%から二十五 月までの各月において前年 指定ごみ袋の利用により七 あり、ほぼ全地域全市民の が見事に実現された事業で 料化」は、この参加と協働 る「指定ごみ袋の導入と有 この四月から実施してい

ョンの推進においては、本 な役割を担うものと考えて 発電システムの普及に大き 事業は一般家庭への太陽光 設置を予定しており、この 学校への太陽光発電設備の 年度事業として、吉田西小 また、新エネルギービジ

色を活かした街並形成に向 自然環境の保全や地域の特 とである。 景観行政を推進していくこ け、景観法の理念に沿った ビジョンは、地域の歴史・

つ採用されたのか。 業に手を挙げ、その中で幾 この二年間でどういった事 業もしくは補助事業のうち、 景観に関する国のモデル事 と本気で心配になる。 私は、過去何回も「市の 本市は、数百ある環境と

ば、本市は埋没してしまう て柔軟な考えを持たなけれ

私は、求める時代に対し

一回目の質問

積極的に取り組んでいく。 問の中で市長は、「小学校 費の軽減と環境教育の向上 施設への計画的導入に向け、 体育館をはじめとする公共 を行ってきた。 を図るべき」旨の一般質問 積極的に設置し、施設運用 公共施設に太陽光パネルを 平成二十年六月の一般質

> の後の完成イメージ図では られてしまった。 パネル無しの絵に差し替え れたが、なぜか再び太陽光 太陽光パネルが屋上に描か ねている。」と答弁し、そ 設計においても、検討を重 文化エリア整備事業の基本

と考える。 置を積極的に進めるべきだ ためにも太陽光パネルの設 減と環境教育の向上を図る 予想され、施設運用費の軽 求めて多く殺到することも で、各種公共団体が補助を が縮小されていく状況の中 今後、NEDOの補助金

中で考えているのか。 置を平成二十二年度予算の 書館に太陽光発電施設の設 するが、市民文化エリア図 そこで、再度市長に確認

を後世に残すべきだと考え ものを設置し、故人の功績 用的なシンボルになり得る 普及活動に貢献し、かつ実 使途としては、環境問題の とを確認しているが、その ルギー 推進基金に充てるこ そのうち五千万円を新エネ 三億円の寄付が本市にあり、 平成二十一年四月までに約 する故羽田辰男弁護士から 次に、富士吉田を故郷と 市長の考えはいかが

# 二回目の市長答弁

ては、明見湖公園整備事業 と吉田西小への太陽光発雷 に関する国庫補助事業とし この二年間の環境と景観

施した。

その普及の一助として実

は確実に実施する。 なシンボル」になり得る設 対応に貢献し、かつ実用的 基金」により「環境問題の による「新エネルギー 推進 故羽田辰男弁護士の寄贈

システム導入促進事業を実

光発電システムの設置につ いては、平成二十二年度に 市民文化エリアへの太陽

どの地域特性があることか 備を導入していきたい。 羽田弁護士の遺志に報いる ら、太陽光発電や小水力発 水路や小河川が多いことな 定した水量と落差のある小 日射量が多いこと、また安 ことになると考えている。 電に活用していくことが故 本市は、日照時間が長く



市民文化エリア完成イメージ図

#### インフルエンザに 医療体制と新型

### 回目の質問

ク整備は拠点病院の新たな から受けており、リニアッ 唯一の地域がん診療連携拠 を持っている。 指定要件として重要な意味 点病院の指定を厚生労働省 本市の市立病院は、郡内

現状のリニアック整備の進 なっているか。 捗状況と今後の予定はどう きな発言をいただいたが、 支援ついて、知事から前向 立病院へのがん治療機器リ ニアックの整備に伴う財政 本年七月二十七日に、市

えるが、いかがか。 動向を把握し、本市の考え 支援を受ける方向で本県の 定めた地域医療再生基金の 医師確保、がん治療など医 方を固めておくべきだと考 療課題の解決のために国が 救急医療の確保、地域の

うに考えているのか。 体制の基本的戦略をどのよ 新型インフルエンザ対策 また同時に、本市の医療

況等はどうなっているか。 定される医療機関の手配状 される備蓄総数ならびに想 品さらにはマスク等の予定 意できるワクチンおよび薬 について、本市が事前に用 流入など、多くの第三者と 特に本市は、観光客等の

> 観光業者はもちろん、本市接触する機会もあるので、 消毒を置くとか事前にマス 報するべきであるし、流行 方法が伝わるよう、ホーム 以外の人々にも情報や対処 行するべきだと考えるが、 い切った施策を速やかに実 クを全戸配布するなどの思 を最小限に食い止めるため ペー ジ以外でも積極的に広 に、公共施設にアルコール

考えるが、市長の考えはい 関と共同で設けるべきだと ュアル作成を早期に完了さ 染時の抑え込み方法のマニ したガイドラインを医療機 感がないようにしっかりと せる一方で、治療の不公平 人数を決定するなど集団感 さらに、学級閉鎖の実施

# 一回目の市長答弁

願いしていく。 同組合に対し財政支援をお だいているので、引き続き、 性や必要性を十分認識いた 担う市立病院の役割の重要 やがん診療連携拠点病院を おいても、地域の二次医療 る。併せて、恩賜林組合に 九月の県議会で、対応して されたことから、早ければ の検討に入るとの見解が示 ては、山梨県から財政支援 いただけるものと考えてい リニアックの整備につい

に寄与するものであり、 ん診療能力の向上や均質化 リニアックの整備は、

> 棟の設計予算を補正計上し ために、設置するための別 市民の皆様に提供していく り質の高い医療サービスを

とした。 該基金の活用を見送ること 備が望めないことから、当 ものと見込まれ、早急な整 では、実現に数年を要する いるが、当該基金での対応 備にも適用できると考えて については、リニアック整 また、地域医療再生基金

いく。 向けて、山梨県と協議して 本市を含む医療圏の整備に の策定を進めているので、 すべく、地域医療再生計画 な医療課題を総合的に検討 し、医療機能の強化を目指 各二次医療圏における様々 現在、山梨県において、

# 回目の市民生活部長答弁

け、万全の体制を期す。 る中で、必要量の確保に向 本市としては県と連携を図 が計画的に進めているので、 備蓄については、国及び県 ンザウイルス薬の確保及び タミフル等の抗インフルエ 応している。 ワクチン及び それぞれの役割に基づき対 いては、現在、国・県・市 と医療機関の手配状況につ かるワクチン等の備蓄総数 新型インフルエンザにか

し、さらには関係医療機関 についても、県に強く要望 一般医療機関での受診体制 また、まん延期における

> 既に確保している。 〇枚、消毒液二五〇 については、マスク四〇〇 ンフルエンザに対する備蓄 体制の確立を図る。新型イ と協議を行い、円滑な受診

クチン接種の早期対応等に の予防接種計画に基づくワ 報の迅速な提供、国及び県 策の再度の周知、正確な情 に抑えるため、感染予防対 においても、流行を最小限 等の対応をしている。今後 等の周知、感染情報の提供 ペー ジ等にて感染予防対策 考え、既に広報や市ホーム 最も重要な防止策であると 策では、正確な情報提供が

集団感染発生防止に努めて の適切な対策を要請する等 ベントの開催時に感染防止 示しており、市としてはイ 会から市内各小中学校に対 ついては、既に市教育委員 し学級閉鎖等の対応方針を

に基づいて対応している。 の要請等に関する運用指針」 校・保育施設等の臨時休業 た「医療の確保、 インについては、国が定め

## 二回目の質問

源をどのように手当するの されたときに必要とされる 人員及び経費とそれらの財 リニアックの運用が開始

今回のインフルエンザ対 等を

努めていく。

集団感染時の抑え込みに

治療についてのガイドラ 検疫、学

> 国に要請することも必要で えないので、地域医療再生 かがお考えか。 あると考えるが、市長はい 近隣市町村と連携し、県や 基金の支援を受けるために みで解決できる問題とは思 して特に財源問題が本市の 今後の医療体制全般、

設の従事者、あるいは流入 再度市長に伺う。 観光客対策について十分な るが、本市の特徴でもある 題ではないことは理解でき は本市のみで解決できる問 が決まっている薬品や備品 策として、物理的に全体数 多数の人が流入する観光施 答弁が得られなかったので 公共機関以外で、不特定 新型インフルエンザタ対

# 二回目の市長答弁

を考えているか。

たはガイドライン等の対策 者に対しての特別な配慮ま

を考えている。 医療事務の委託先での対応 また、担当事務については ついては年次採用者の中で、 るとともに、担当看護師に 技士各一名を新たに採用す 放射線治療医師及び放射線 ることから、当初において、 も併せて確保する必要があ なスタッフと、交代要員を 担当事務の四名の常時必要 ついては、放射線治療医師、 放射線技士、担当看護師、 リニアックの運用人員に

ニアックの運用経費の財源 また、人件費を含めたリ

> していく。 とが原則であるので、 療に係る収益により賄うこ については、リニアック治

要請していく。 整備に有効な財源であるの 市を取り巻く医療圏の体制地域医療再生基金は、本 がら、山梨県などに支援を で、近隣市町村と連携しな

# 回目の市民生活部長答弁

ている。 覧板等により手洗いの徹底 いしている。また、旅館等起するポスター 掲示をお願 設には、流行への注意を喚 び大型店舗や金融機関等の 等観光客への対応を実施し の宿泊施設には、広報や回 不特定多数の人が訪れる施 既に道の駅等の観光施設及 光客等への対応については、 新型インフルエンザの観

学と連携し、大規模宿泊施 設等では既に独自の判断と 五月の発生時点から山梨大 して感染防止策を講じてい さらに、山小屋組合では

っていく。 感染拡大防止策の確立を図 光振興サービス等と連携し、 及び財団法人ふじよしだ観 今後においても、山梨県





# 議員



#### につい 市長の政治姿勢

## 回目の質問

本的な認識はどうか。 ェストについての市長の基 布可能になったが、マニフ マニフェストは、二〇〇七 選択選挙」ともいわれた。 マニフェストによる政権 先月三十日の衆院選挙は 地方の首長選挙でも配

は解釈しているが、それで ェストに直結していると私 内容は市民に向けての選挙 民に向けて発言されている の公開討論会において、市 よろしいか。 公約であり、それがマニフ 市長が、市長選挙告示前

政策としていた文化エリア 公開討論会の中で、重点

> かに対応されるのか。 として残っているものがあ 現時点における市長自身の 題について、さらには力説 見直しについて、慶応大学 るのなら、残りの任期でい か、又、それらの中で課題 自己評価がどうなっている していた派閥解消について、 誘致について、市立病院問

## 回目の市長答弁

の考え方等について明らか 姿勢や市政の在り方、施策 候補者として、自らの政治 なったことから、私も市長 ラ形式により選挙運動用と 区町村長選挙の候補者がビ 改正により、知事選挙、市 る狙いとされており、平成 策本位の投票行動を促進す して配布することが可能に とにより、選挙における政 にした。 十九年二月の公職選挙法の して具体的な政策を示すこ 第一義的には、有権者に対 マニフェストについては、

おける長期的な展望等を敷 る富士吉田市の姿、市政に 発言内容は、私の理想とす 公開討論会における私の

> が公約であると認識してい 挙中に市民の皆様にお示し したマニフェストそのもの すべき事業については、選 して推進すべき施策や着手 衍した部分もあり、市長と

度から総合的に検討した結 抜本的見直しを公約に掲げ、 市民文化エリア整備事業の の着手に至った。 の改修を決断し、今般工事 また富士五湖文化センター 会館の複合施設の建設を 果、現在地に図書館、市民 会を立ち上げ、あらゆる角 その実現のため、検討委員 ついては、先の市長選挙で 次に、市民文化エリアに

期的な戦略ビジョン、具体 組織の設置などを内容とす 設置に向けた取組みや中長 應義塾連携推進協議会」の 「山梨県・富士吉田市・慶 進めるための母体となる 田市及び慶應義塾が連携を 四日に山梨県、富士吉田市 して、現在、協議中である。 慶應義塾及び山梨県に提示 んだ連携計画案を作成し、 る基本的な考え方を盛り込 的な連携策、協議会の下部 ついては、山梨県、富士吉 携協定を締結し、本年度に 及び慶應義塾三者による連 いては、平成十九年十二月 慶應義塾大学の誘致につ

市の地下水の年代測定・水 るKLLを受託者とした本 技術研究センター、いわゆ は、既に慶應義塾先端科学 本年度の連携事業として

> 施している。さらに今後は、 である。 パスを開催・実施する予定 対象としたオー プンキャン 二〇〇名の生徒・保護者を 象とした教養講座、また約 ける特別講座や保護者を対 象とした慶応義塾大学にお して、吉田高校の生徒を対 連携計画案に掲げている 質調査・研究委託事業を実 高大連携事業」の一環と

全体制の充実を図った。 基幹病院としての安心・安 急科も新たに標榜科に加え、 るとともに、形成外科や救 により現在の四十一名とな 放射線科を充実させること ら内科、小児科、麻酔科、 市長就任当時の三十七名か げ、医師の確保については、 体制の確立などを目標に掲 体制の確立、小児救急医療 化が進む中、 足等、地方の医療環境の悪 制度改革等による勤務医不 いてであるが、近年の医療 次に、市立病院問題につ 市立病院安心

行っている。 携の強化等について協議を の割合で日頃の諸課題や連 医師により、二カ月に一度 赤十字病院と市立病院との 携については、現在、山梨 また、近隣の病院との連

医療体制が確立され、地域 住民の医療環境が向上した り、休日・夜間の小児救急 ターが開設されたことによ 市に小児初期救急医療セン ては、昨年十月三十日、本 小児救急医療体制につい

この目的実現のために、

## 二回目の質問

そしてその公約をいざ変え 直しを行い旧市立病院跡地 うに、私が問題とするのは、 会の公開質問状にもあるよ 返して来たという事であり、 約だなと思える言動を繰り に整備するということが公 化エリアは抜本的に検討見 市長が選挙戦を通し市民文 した富士吉田市をよくする ついて、市長がすでに回答 市民文化エリア見直しに

と考えている。

が第一義的な派閥解消と考 政の舵取りを任されたこと て臨んだ結果、こうして市 伝えていくことを大切にし 接市民の皆様に私の考えを 等との係わりを持たず、直 辺倒に継続する組織・団体 年前の選挙に古い体質や一 派閥解消については、二

る昇任、能力や資質にあっ 凝らし市政運営していく旨 及第点をいただけるものと 革などを実施してきたので、 の拡大と指名競争入札の改 た人事配置、一般競争入札 貫してこの考えで市政運営 の所信を表明し、以来、 構築に向けて知恵や工夫を 皆様とともに誇れる郷土の 心主義」を徹底し、市民の 政」から脱却し、「 市民中 において、「 要求実現型行 市長就任直後の六月定例会 実力第一主義によ

たのか。

学の研究施設を誘致」とあ 中でも特に支持者に対し、 るが、施設誘致はどうなっ 又、マニフェストには「大 までまとめあげる予定か。 対する市長の考えを聞きた 慮いただきたいとする件に 市長と市民の間に認識のズ 問題に対しての市長の考え となったのではないのか。 れなかった結果が反対運動 レが生じぬよう十分にご配 と、今後の行政運営に対し しっかりとした説明がなさ るとなった時に市民、その については、今期中にどこ 次に、慶應義塾大学誘致 公約と文化エリア建設地

て、真摯に対応すべきもの い人たちをしっかり見極め 動をする人たちとそうでな 粋に意見の相違から反対運 が、反対運動一つとっても、純 エリアの反対運動が起きた であるが、今回、市民文化 が、いかがお考えか。 は真摯に対応すべきと思う 次に、派閥解消について

# 一回目の市長答弁

ったところである。 らゆる角度から総合的に検 事業を進めるにあたり、あ ため、市民文化エリア整備 化センター の工事着手に至 館、市民会館、富士五湖文 討した結果、現在地に図書 については、公約の実現の 市民文化エリアの見直し

今後の行政運営について

に取り組んでいく。 り組んでおり、今後も同様 郷土の構築に向けて知恵や 市民の皆様とともに誇れる 「市民中心主義」を徹底し、 工夫を凝らし市政運営に取

私は市長就任直後から

施していきたい。 定した連携策を具体的に実 度からは、この協議会で決 体制が整い次第、本年度中 今後の予定は、慶應義塾の に協議会を立ち上げ、来年 連携策については、美し 慶應義塾との連携に係る

聴きする中で協議会におい 塾大学の研究施設の誘致に 携などを考えているが、マ 商品の開発、高校・大学連 市職員、地元企業社員の人 かな自然をフィー ルドとしい富士山や本市が有する豊 て御協議いただく考えであ 方針、研究の方向性等をお ついても、慶應義塾の経営 官学による共同研究や共同 材育成をも含めた交流、産 た教育活動への協力連携や ニフェストに掲げた慶應義

ゆる機会を捉え、職員とも 階から執行段階まで、あら 長として事業の企画立案段 主義を基本に誠心誠意市政 任を果たすため、 どもその必要性等の説明青 に取り組んでいく。 派閥解消については、首 市民中心

## 三回目の質問

連携は吉田高校だけか」と 市民より「慶應義塾との

> かと考えるがいかが。 針を持っていると思うので、 それぞれ特色のある教育方 質問を受けた。 を考えても良いのではない そうした特色に応じた連携 て五つの高等学校があり、 富士北麓には私立も含め

どう取り組んでいるのか。 の再生を促す地域内分権の くるためにコミュニティー 明の中で「快適な市風をつ たが、現在この課題に対し 実現に取り組む」と表明し 六月定例会における所信説 次に、堀内市長就任後の

を聞かせいただきたい。 題であるので、現在の状況 現のためにも大変重要な課 再生を促す地域内分権の実 すると答弁しているが、こ 取り組むこと、また、情報 く提供する仕組みづくりに める情報をよりわかりやす 市自らが積極的に市民の求 を通じて行うなど、早期に 等を広報紙やホームページ 政状況、政策調整会議の検 質問に対しても「本市の財 性を述べており、私の一般 の二点はコミュニティーの 記については前向きに検討 公開条例への説明責任の明 討結果や政策形成過程情報 開」と「説明責任」の重要 所信説明の中で、「情報公 また、同じ六月定例会の

# 三回目の市長答弁

今後は吉田高校と慶應義塾 に就いたばかりであるので、 高大連携事業は、まだ緒

> 受入れ態勢等を十分に見極 めていきたい。 容、連携効果、慶應義塾の 大学との連携手法、連携内

になる。 り組む諸活動を行政が支援 域の問題意識に基づいて取 していくという姿勢が大切 いることから、各地域が地 を支える礎であると考えて いくという力が地域内分権 を住民自らの手で解決して 自分たちの住む地域の問題 地域内分権については、

市公園等を地域で維持管理 織の再構築、地域にある都 具体的には、自主防災組

> するアダプトプログラム きている。 なった取組みへと発展して こうした地域住民が主体と る地域の力が大きく育まれ、 構築等、地域内分権を支え 災害時要援護者支援体制の の住民が連携して救援する 有事の際に災害弱者を地域

ている。さらに、 びバランスシー トをお示し おける行政コスト計算書及 状況等の公表として、既に りについては、本市の財政 すい情報提供の仕組みづく 広報紙等により普通会計に 次に、市民への分かりや

う時にも慶應義塾の支援を

しっかり受けるべきではな

てはどうか。 そしてこうい

条例制定審議会等を設置し

例制定の為に市長のもとに

そこで、まず自治基本条

行政の信



慶應義塾大学院生による講話(吉田高校)

## 四回目の質問

と「議会基本条例」さらに 欠なのが「自治基本条例 を維持するうえで必要不可 る。そして、その信頼関係 の強い信頼関係が必要であ ず、そこには地域の住民と 地域内分権の実現」の為に は「政治倫理条例」 ミュニティー の再生を促す 堀内市長が推進する「コ 住民との協働が欠かせ の三条

る財務書類四表を本年度中 頼の確保と情報開示の徹底 に公表する。 を図るため、連結方式によ

果たすため、私自身が情報 知らせしている。 活動や各種講演会、企業懇 発信の媒体となり、CAT かる者としての説明責任を 話会等の場において広くお V富士五湖を活用した広報 公表については、行政を預 また、政策調整会議等の

四回目の市長答弁

る責務を全うするために最 中で、新年度からの施行に 情報保護審議会に諮問する も重要な役割を担う制度で する責務」を有しており、 その諸活動について「説明 地方自治の本旨に照らし合 向け条例改正作業を進めて 本年度の市情報公開・個人 あると認識しているので、 情報公開制度はこの説明す わせると、市は市民に対し、 責任」の明記については、 情報公開条例への「説明

> どを定めた、自治体の憲法 認識している。 分担、取組みへの仕組みな や原則、行政や市民の役割 くりのための基本的な理念 とも言われるものであると 自治基本条例は、まちづ

ある。 の高揚などが必要不可欠で それに伴う地域住民の意識 行えるような施策の展開と が自らの手で地域づくりを 築き上げるには、地域住民 さらにこの強い信頼関係を との強い信頼関係を基本と した協働関係が必要であり、 この条例制定には、住民

あるものと考えている。 みを揃える中で、「議会基 るためには、議会とも足並 持し、より強固なものとす なども制定していく必要が 本条例」「政治倫理条例」 また、この信頼関係を維

らの御支援などについて、 例制定のために、地域のコ の状況を見極めながら、検 今後の市民意識の醸成など ミュニティ作りに意を注ぎ、 討組織の設置や慶應義塾か したがって、自治基本条

#### 議案の処理結果(9月定例会)

| 議案番号                | 件名   | 結果 | 内容   |
|---------------------|--|----|--|
| 報告第12号              | 継続費精算報告書について<br>(平成20年度富士吉田市一般会計予算)              | 報告 | 平成 20年度一般会計予算  |
| 報告第13号              | 健全化判断比率について                                      | 報告 | 平成 20年度決算に基づく健全化判断比率について   |
| 報告第 14 <del>号</del> | 資金不足比率について                                       | 報告 | 平成 20年度決算に基づく下水道事業会計の資金不足比率について  |
| 報告第 15号             | 資金不足比率について                                       | 報告 | 平成 20年度決算に基づく大明見水道特別会計の資金不足比率について  |
| 報告第16号              | 資金不足比率について                                       | 報告 | 平成 20年度決算に基づく市立病院事業会計の資金不足比率について   |
| 報告第17号              | 資金不足比率について                                       | 報告 | 平成 20年度決算に基づく水道事業会計の資金不足比率について   |
| 議案第80号              | 平成 20年度富士吉田市一般会計及び特別会<br>計歳入歳出決算認定について           | 認定 | 一般会計及び下水道事業等7特別会計の決算を認定するもの  |
| 議案第81号              | 平成 20年度富士吉田市立病院事業会計決算<br>認定について                  | 認定 | 事業収益 57億 1 673万 7 295円、事業費用 60億 4 958万 563円、資本的収入 3<br>億 2 525万 7 000円、同支出額 4億 6 041万 2 834円の決算を認定するもの |
| 議案第82号              | 平成 20年富士吉田市水道事業会計決算認定<br>について                    | 認定 | 事業収益 4億 8 826万 5 602円、事業費用 5億 1,130万 26円、資本的収入 3億 433万 135円、同支出額 4億 8 279万 116円の決算を認定するもの              |
| 議案第83号              | 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関<br>する条例の制定について               | 可決 | 上吉田及び下吉田の一部地域の住居表示を本年 11月 24日から実施することに伴い、住居表示の実施区域に設置してある公の施設の位置の表示を改めるなど、所要の改正を行うもの                   |
| 議案第 84 <del>号</del> | 富士吉田市職員特殊勤務手当支給条例の一<br>部改正について                   | 可決 | 市立病院における看護の充実を図るため、専門看護師又は認定看護師と<br>認定された看護師に対して、専門・認定看護師手当が支給できるよう、<br>所要の改正を行うもの                     |
| 議案第85号              | 富士吉田市子育て応援医療費助成金支給条例及び富士吉田市老人医療費助成金支給条例の一部改正について | 可決 | 健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、高額医療・<br>高額介護合算制度が新たに導入されたことから、所要の改正を行うもの                                   |
| 議案第86号              | 富士吉田市国民健康保険条例の一部改正について                           | 可決 | 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、平成 21年 10月 1日から平成 23年 3月 31日までの出産に限り、出産育児一時金の給付額について 4万円引き上げるため、所要の改正を行うもの   |
| 議案第87号              | 平成 21年度富士吉田市一般会計補正予算<br>(第 4 号)                  | 可決 | 歳入歳出にそれぞれ3 689万8千円を追加し、総額を187億6 616万6千円とするもの   |
| 議案第88号              | 平成 21年度富士吉田市立病院事業会計補正<br>予算(第1号)                 | 可決 | 収益的収入及び支出について、収入を142万9千円増額し、総額を65億<br>1,883万6千円とし、支出を142万9千円増額し、総額を64億4226万6千円<br>とするもの                |
| 議案第89号              | 平成 21年度富士吉田市水道事業会計補正予算(第1号)                      | 可決 | 収益的収入及び支出について、収入を 262万 1千円増額し、総額を 5億<br>2,550万 1千円とし、支出を 262万 1千円増額し、総額を 5億 1,295万 1千円と<br>するもの        |
| 議案第90号              | 平成 21年度富士吉田市一般会計補正予算<br>(第5号)                    | 可決 | 歳入歳出にそれぞれ 1億 2 067万円を追加し、総額を 188億 8 683万 6千円と<br>するもの  |
| 議案第9号               | 平成21年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)                   | 可決 | 歳入歳出にそれぞれ 181万 8千円を追加し、総額を 55億 4,408万 8千円とす<br>るもの   |
| 議案第92号              | 平成 21年度富士吉田市介護保険特別会計補<br>正予算(第2号)                | 可決 | 歳入歳出にそれぞれ 2 073万 5千円を追加し、総額を 27億 5 571万 9千円と<br>するもの   |
| 議案第93号              | 富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の<br>一部改正について                  | 可決 | 消防法の一部を改正する法律の施行に伴い、参照する条番号に移動が生<br>じたことから、所要の改正を行うもの  |
| 議案第94号              | 平成 21年度富士吉田市一般会計補正予算<br>(第6号)                    | 可決 | 歳入歳出にそれぞれ 2 770万円を追加し、総額を 189億 1 453万 6千円とす<br>るもの   |
| 議案第 95号             | 平成 21年度富士吉田市立病院事業会計補正<br>予算(第2号)                 | 可決 | 収益的収入及び支出について、収入を2770万円増額し、総額を65億4653万6千円とし、支出を2,770万円増額し、総額を64億6,996万6千円とするもの                         |
| 議案第 96号             | 富士吉田市教育委員会委員の任命について                              | 同意 | 富士吉田市教育委員会委員に桑原良訓氏(大明見 1712番地)、刑部茶苗氏(上吉田二丁目 10番 22号)を任命するもの  |
| 議案第 97号             | 富士吉田市公平委員会委員の選任について                              | 同意 | 富士吉田市公平委員会委員に吉元勝春氏 (下吉田 3487番地の1) を選任するもの  |
| 選挙第5号               | 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合<br>会議員の補欠選挙について              | 選挙 | 補欠選挙で、上吉田区域の宮下正男議員が当選  |